平成２４年（フ）第３５３２号
大阪府箕面市如意谷３丁目１番12号
債務者　能代谷光生
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５６２号
大阪府寝屋川市池田旭町13番７号
債務者　堀本　　榮
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５６３号
大阪府寝屋川市御幸東町37番３号
債務者　堀本理恵子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５７１号
大阪府箕面市桜４丁目６番16号　青木方
債務者　原田菊子こと　朴　　菊子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５７８号
住民票上の住所堺市東区菩提町５丁170番地
安田マンション306号
債務者　片山万裕美
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５８７号
大阪府池田市神田１丁目18番16―404号　神田弐番館
債務者　田中　友也
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５９９号
大阪府豊中市蛍池西町２丁目16番10号
債務者　山田　賢志
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６４３号
大阪府豊中市末広町１丁目８番21号
債務者　山本　初泉
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６５５号
大阪府吹田市南金田２丁目27番19号
債務者　大﨑　健二
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７２６号
大阪府豊中市小曽根４丁目17番１号
債務者　土本　順子（旧姓大源）
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７２８号
大阪市東住吉区西今川３丁目２番12号
債務者　陣野　建作
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５６号
大阪府貝塚市小瀬340番地
債務者　岩井　成司
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
大阪府和泉市伯太町６丁目11番７号、前住所
大阪府和泉市伯太町５丁目１番24号
債務者　インテリアセキグチこと　堰口　正章
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２６４号
大阪府和泉市伯太町６丁目11番７号
債務者　堰口三千代
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３１５号
大阪府泉佐野市湊２丁目６番１―1019号
債務者　桝井順子こと　朴　　今順
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３１８号
大阪府岸和田市田治米町250番地10棟202号、住民票上の住所堺市西区浜寺石津町東３丁６番13―102号
債務者　居酒屋たむらこと　田村　隆宏
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３２１号
大阪府泉佐野市元町15番23号
債務者　鎌野　信治
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３２９号
大阪府和泉市上町403番地の１
債務者　辻子　　正
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係